

令和4年度第1回岩手県大規模事業評価専門委員会

(開催日時) 令和4年6月13日(月) 13:30～16:00

(開催場所) 岩手県水産会館 5階大会議室

1 開 会

2 挨拶

加藤専門委員長

3 議 事

(1) 令和4年度専門委員会の開催スケジュール等について

(2) 大規模施設整備事業の事前評価について<諮問審議>

・紫波警察署庁舎等整備事業(紫波町)

(3) 大規模公共事業の再評価について<諮問審議>

・岩崎川広域河川改修事業(紫波町、矢巾町)

・閉伊川総合流域防災事業(宮古市)

(4) 第2回専門委員会(現地調査)について

4 閉 会

出席委員

加藤徹専門委員長、狩野徹副専門委員長、竹内貴弘委員、松木佐和子委員、

松山梨香子委員、八重樫健太郎委員、山本英和委員

欠席委員

小井田伸雄委員

1 開 会

○高橋政策企画課評価課長 それでは、御案内の時間になりましたので、ただいまから令和4年度第1回岩手県大規模事業評価専門委員会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております政策企画部政策企画課の高橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の専門委員会でございますが、ウェブ会議システムによる出席の委員を含めまして、委員総数8名中7名に御出席いただいております。半数に達してございますので、政策等の評価に関する条例の規定により、会議が成立することを御報告いたします。

2 挨拶

○高橋政策企画課評価課長 それでは、開会に当たりまして加藤専門委員長から御挨拶をお願いいたします。

○加藤徹専門委員長 それでは、専門委員長を仰せつかっております加藤でございます。一言簡単に御挨拶申し上げたいと思います。

まず、本日は委員の皆様には何かと御多忙のところ、御都合をつけていただき、御出席、

御参加いただき本当にありがとうございます。

ここ2年半ぐらいはずっとコロナ感染問題で悩まされ続けてきました。そして、現在もその第6波の中にありますが、今回の第6波の状況も少し長かったのですが、やや落ち着きかけてきているということで、コロナ感染に関するいろんな規制が緩和されてきております。

そういう状況を受けまして、本委員会も正常な形で、こういう形で今回は開催させていただきました。ただ、本日は松木委員、松山委員、お二人の方にはウェブで参加していただくということになりました。

今後コロナ感染問題がなくなりましても、委員会に委員の先生方の御都合でウェブで参加の方がいいという場合には、やっぱりそれを認めて、そういう形で開催できるような形にしていければと思っております。本専門委員会には首都圏からの委員の先生は入っておられませんが、首都圏の先生が盛岡まで来られると、会議の時間は2時間ぐらいで、往復の時間6時間ぐらいかかるというのでは大変な思いされますので、御本人が出席されるといえばそれでいいのですが、どうしてもその時間を省きたいという場合には、やっぱり今回のようなウェブでの参加、これはありかなと思っております。

ところで、本年度の大規模事業専門委員会では、現時点では事前評価案件1件につきまして県警本部長より、それから再評価案件2件につきまして知事から諮問を受けております。

本日の委員会では、事後評価報告案件を除いたこの3件について御審議をお願いし、次の委員会では、後で御相談させていただきませんが、現地調査をして、それで第3回目の委員会ではこの3つの案件の取りまとめをさせていただければと思っております。何とぞ委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○高橋政策企画課評価課長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと思います。本日の資料は、資料No.1から資料No.5となっております。お手元の資料を御確認いただければと思います。また、お手元の青いファイルの中に専門委員会に係る基礎資料としまして、関連する条例等の資料を準備しておりますので、必要に応じて御覧いただければと思います。

また、本日の審議内容ですが、次第の議事にございますとおり本年度のスケジュールについてと事前評価及び再評価、諮問審議合わせて3件について、それから第2回専門委員会の現地調査行程（案）についてとなっております。

それでは、議事の進行につきましては、条例の規定により加藤専門委員長をお願いいたします。

2 議 事

(1) 令和4年度専門委員会の開催スケジュール等について

○加藤徹専門委員長 それでは、早速議事(1)、令和4年度専門委員会の開催スケジュール等についてに入りたいと思います。

最初に、事務局から御説明をお願いします。

〔資料No. 1 に基づき説明〕

○加藤徹専門委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。特にございませんか。

「なし」の声

○加藤徹専門委員長 それでは、こういうスケジュールで進めさせていただくことにしたいと思います。

（２）大規模施設整備事業の事前評価について〈諮問審議〉

・紫波警察署庁舎等整備事業（紫波町）

○加藤徹専門委員長 続きまして、議事の（２）、大規模施設整備事業の事前評価について、紫波警察署庁舎等整備事業の諮問審議に入らせていただきます。

それでは、事務局から評価結果等について御説明願います。よろしく願います。

〔資料No. 2～資料No. 4 に基づき説明〕

○加藤徹専門委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのこの案件につきまして審議に入らせていただきたいと思います。

まず、ただいま御説明いただきました内容につきまして御質問、御意見ございませんでしょうか。

どうぞ、山本委員。

○山本英和委員 質問というより、まず最初に大前提を教えてくださいなのですが、紫波警察署の担当する範囲というのは、地域で言うとどこからどこまでの範囲なのかわちよつと教えてください。

○菅原県警本部会計課施設調査官 紫波警察署は、紫波郡内ということで紫波町と矢巾町が管轄区域となっております。

○山本英和委員 ありがとうございます。

あともう一点、今回の件で、紫波警察署と、交通機動隊本隊と、証拠品センター新設というところで、この証拠品センターというのは、いわゆるどういう仕事をするのかということと、どこに所属するものなのかということをお簡単に教えていただければと思います。

○菅原県警本部会計課施設調査官 証拠品センター新設の経緯は、今まで殺人など人の命を奪って死亡させた罪に時効があったのですけれども、それが平成 22 年の 4 月に法改正になりまして、いわゆる公訴時効が撤廃されました。そうしますと、未解決事件は、今まで時効が成立すると未解決事件として被疑者不詳のまま検察庁に送致して終わりだったので

すけれども、それが無いので、ずっと未解決で、捜査を継続しなければならない。いわゆる証拠品を保管しておかなければいけないという状態になりますので、減ることがないです。

そうしますと、捜査をしている警察署である程度持っているのですが、おいおいほかの事件が出てくると、それを適正なところで保管しなければなりません。そうしますと、例えばどこかの警察署で保管していたものが別な事件で置く場所がなくなりますから、古くなったら移動しなければ駄目だというとき、証拠品センターに置いて適切な保管をしていくということになります。

なので、おいおい何年たてばというのも言いづらいですけれども、減ることがなくて増える。恐らくですけれども、100年経てば犯罪被疑者も亡くなっているだろうからというのが多分一般的な線引きになると思うのですが、そこまでは保管していかなければならないと思っています。ただ、今まで先例がない話なので、何とも申し上げづらい。いつまで保管しなければ駄目だというのも分からない話なので、こういったものを整備します。

所管につきましては各警察署の所管にはなるのですが、保管自体は警察本部として保管をしていきます。適正な保管ということできれいに施錠しまして、万が一に備えましてDNA型の証拠品もありますので、そういったものが損失しないような設備も備えるようにしたいと考えています。

所管としては警察署ということになります。

○山本英和委員 ありがとうございます。何となくなのですけれども、証拠品センターは紫波警察署のところで用意するというよりは、岩手県警察本部のところで準備すべき施設なのかなと一番最初の説明を受けたときに思っていたのですが、それは本来は岩手県警察の近くに置きたい。だけれども、場所がないので、今回紫波警察署を整備するところに同時に新しい設備を造ると、こういう解釈でよろしいのでしょうか。

○普原県警本部会計課施設調査官 そういうことになります。交通の主要だということもありまして、県の中央部にありまして、どこからも搬送が容易にできる場所にありまして、もともと警察本部自体が既に手狭になっているので、こちら本部にも置く場所がないのか、保管する場所がないので、紫波警察署の中に本部組織としての交通機動隊と、あとは本部の刑事部の所管である証拠品センターというものを一体整備をして、効率よく運用していくというのがコンセプトになっております。

○山本英和委員 ありがとうございます。

○加藤徹専門委員長 よろしいのでしょうか。これはやっぱり岩手県警の事情もあると思うのです。県によっては、たぶん県警本部にきちんと設置している県もありますし、やっぱり岩手県の場合はそこがなかなか場所が取れないということで、今回このような形だろうと思うのです。

そのほか御質問、御意見ございませんでしょうか。

狩野委員をお願いします。

○狩野徹副専門委員長 私は建築の立場なので、必要性は理解した上で、この後基本設計、実施設計になるというところでの検討しておいてほしいということで、これは県警本部だけで解決することではないので、どう考えるかということをお伺いしたいと思います。

先ほどの説明では、女性用のトイレであるとか更衣室が必要になるのではというお話がありました。恐らく今の建物を造った頃は普通だったと、それで十分だったということだと思います。これがまた今度次に建てると30年、40年、50年というところで使われることになります。今世の中、性別に関しての考え方が非常に急激に変わってきています。LGBTという言い方は聞いたことあると思いますが、もう10%ぐらいいて、だんだんそういう考えを持つ人が増えてくるだろうと思います。だから、多様に配慮したような設計を条件として考えてほしいというものがあります。

具体的にどうしたらいいかというのはまだ結論が出ているわけではないので、一応配慮してほしいと思います。10%というと、血液型で言うとAB型の方、要するにもう特殊ではないと思います。少し配慮してほしいと思います。

それと、コストの部分でどうしても財政課の方から上限設定されるのだと思います。一番コストの安くなるだろう鉄筋コンクリートというのは分かるのですが、ビル・ゲイツが最近書いた本で、鉄筋コンクリートがCO₂を一番排出するというのを書いているというのを聞きました。

鉄筋コンクリートで作るのがCO₂が一番多いけれども、断熱性とかそういうので考えてみると性能がいいのは分かっている。だから、建設費のトータルとしてCO₂の算出なのか、ランニングコストも含めたトータルで見たCO₂排出量で評価するのか、今基準がないのですけれども、設計のときにそれぞれ算出して、単純に建設コストの金額で決めるのではなくて、何年かCO₂排出量を見ていただいて、この辺で妥当ではないかということ少し検討してほしいのです。

例えば県産材のように有効に木を使うことによって、CO₂を吸収することができます。公共事業の中でCO₂削減を考えずコストが安いからと言ってCO₂排出の多い鉄筋コンクリートの建物が多くできてしまう。県の建物だから、CO₂排出量を配慮しましたよというものを、象徴的な施設を作ることもあると思います。その辺もぜひ配慮をして設計していただくといいのかなと思います。今までの基準だけではない、配慮しなければいけない時代になって、価値観が変わってしまう可能性があります。だから、CO₂排出削減をぜひ条件として入れて設計していただきたいという意見があったということをどうか記録しておいていただければと思っています。

あくまでも意見ですので、回答は今ないのだと思います。こういうのが問題になっているということ意識していただきたいなと思いました。

以上です。

○加藤徹専門委員長 県警本部から、何かコメントいただけますでしょうか。

○菅原県警本部会計課施設調査官 委員の先生の御提案を受け止めさせていただきます。

端的な例を申し上げますと、トイレは男性用、女性用のほかにみんなのトイレということで、ハンデキャッパーの人たち、車椅子の方、あとはオストメイト使用の方、あとは誰でも使えますよということで、「みんなのトイレ」というような表示で整備しているのが最近の警察施設になっております。また、授乳室も設けまして、妊婦さんへの対応も考えております。

あと後段の方につきましては、建てたはいいのだけれども、使いづらいとか苦情が出たのでは、これは本末転倒の話でございますので、そういったところは多少コストがかかっても財政課の方と折衝しまして、より使い勝手のよいものを目指していきたいと思っております。

また、CO₂削減の取組につきましては、なるべく木製品を使用するだとか、植樹をすることでカーボンニュートラルに配慮していきたいと思っております。

○加藤徹専門委員長 ありがとうございます。今狩野委員から御指摘あったような点を今後いろいろ御配慮いただいて、検討していただければと思っております。

今トイレの話が出たのですが、自分の体験談なのですが、東日本大震災のときにたまたま新幹線に乗ってまして、新白河駅から郡山寄りに3kmぐらい来たところで止まりまして、それで結果的には白河市の中学校の体育館を借りて避難させていただきました。ただ、次の日バスで仙台まで希望を募っているいろんな場所へ。それで、白河市から仙台まで来るのに11時間ぐらい時間を要したのですが、そのときにその移動で一番困ったのがトイレ休憩だったのです。スーパーとかコンビニもどこもトイレを貸してくれないのですが、借りられたのがたまたま郡山警察署と福島警察署の2か所だけだったのです。ですから、そういう面でも警察署で抱えられているトイレですね、これ非常時にも非常に重要な役割果たすのだろうと思っておりますので、その辺もよろしく御検討いただければありがたいと思っております。余計なことですけれども。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。

松山委員、松木委員、何かございませんでしょうか。

○松山梨香子委員 先ほどの狩野先生と同じなのですが、紫波町という地域性を考えると、紫波のオガールとか、周辺の役場とか、あとその周辺の住宅地で地域で熱を供給しているという県内でもすごく先進的な取組をされていると思うのですが、環境に配慮されていたり、木造を多様に活用していたりということがあるので、先生がおっしゃっていたみたいに完成時期が結構先で象徴的なものということをおっしゃっていたので、せっかく紫波町に建てるということなので、役場はあまりタッチしないかもしれないですけれども、岩手県の方でも紫波町に建てるということで地域の特性を少し計画の方に取り入れていただけたらいいなというふうに1点思いました。

資料の4ページ目なのですが、2点あるので教えていただきたいのですが、資料の4ページ目のこれまでの経緯というところの一番下なのですが、令和3年の11月に「従来手法による実施検討が適当と決定」ということだったので、パワポではなくて評価調書の方です。従来手法というのは分離発注のことでよろしかったのかどうかちょっと確認したかったので、もしそうだとすることであればどういう設計にしてほしいという意図の方をきちんと県の方から伝えないと、例えば木造対応するとか、CO

2の取組をといるところもなかなか設計の方にも反映されないと思うので、どういった発注方式なのかなというのを教えていただきたいのが1点目。

あと2点目が次の5ページ目なのですが、(7)のエの上からポツ3つ目なのですが、現在の交通機動隊の敷地売却による収入財源が見込まれるということが書かれているのですが、具体的に現時点で目途があるのかどうか、もし分かれば教えていただきたいです。

以上です。

○菅原県警本会計課施設調査官 まず、紫波町に建てるに当たって、オガールなどを参考に建てていただきたいのはやまやまなのですが、そこまで木材を使えるかどうかというのはコストの面から厳しいと思っていますし、県警察としては建てるのであれば100年もつような建物を建てたいので、申し訳ないのですが、躯体構造は鉄筋コンクリートで、外観の方に木制的なものを置きまして、木の温かみは出したいと思っています。主要なところに木材を使うのは難しいかなと思っていますけれども、そこは御了承いただきたいと思います。

あとPFI手法につきましては、民間事業者の参入も検討させていただきまして、民間事業者が利益が出るかどうかという判断を会議でさせていただきまして、非常にコストが、規模が小さいがために参入しても見返りが少ないということに決定しております。何せ規模が小さいので、ほかの県で実際に警察署をPFI事業で整備したところがあるのですが、県の一番大きな警察署で利益が出るかどうか。要は、庁舎の管理とか、周辺の施設の整備などを入れて、ようやく利益が出るという判断が出ておりますので、今回の紫波警察署のように規模の小さいところでは従来手法、いわゆる県の予算を使って建てるということに決定しております。

あと交通機動隊の敷地の売却につきましては、まず県や地元市町村に対する利活用の照会をしまして、それで県や市の方で使う予定があるのであればそちらの方にお譲りすることもありますし、民間に対してはその照会が終わった後にまっさらな形で一般競争入札で売却することになっております。路線価から見直しますと、おおむね1億円行くか行かないかというところだと思います。敷地の高低差が非常にある場所なので、路線価掛ける面積では出せないのではないのかなというのが見解です。しかし、ほかの土地よりは割といい値段で売れるのではないのかなとは思っています。ただ、それも令和12年度以後ぐらいの話なので、かなり先の話にはなっておりますし、その際には不動産鑑定をやりまして、適正な時価で売却をしたいと思っています。

以上です。

○加藤徹専門委員長 松山委員よろしいでしょうか。

○松山梨香子委員 ありがとうございます。売却の件も分かりました。あとは、業者の選定方法なのですが、プロポーザル方式という方法とかいろいろあって、金額、設計料だけで決めるわけではなくて、計画自体で選定するという方法とかもあるので、ぜひよい計画で建設まで、最後までいっていただきたいなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○加藤徹専門委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

どうぞ、八重樫委員。

○八重樫健太郎委員 私は1点ほど、証拠品センターのところに関してなのですが、手元の回収資料ということで他県の類似施設概要一覧というのを拝見させていただいておりまして、見ると他県との規模感というのがかなり様々な広さの違いがあるようではありますが、想定として向こう100年間で20件分のスペースを見込まれているというところで、将来事項を見積もるといのは非常に難しい部分もあるのかなと思っている中で、過去20年間で重要未解決事件が4件あるので、向こう100年は20件分のスペースを一応確保しましょうということだと思っておりますが、20年間で未解決4件というのは、20年経過してなお解決していないものということだと思っておりますが、途中、途中では恐らく解決した案件を保管するケースというのものもあるかと思っておりますけれども、そうすると最大で保管するスペースという必要性を考えたときにはもしかすると一時的にはもっとキャパは大きくしておかないと、仮に低めに見積もった状態で足りませんでしたとなって、後からもっとどこかに拡張しましょうとなると、コストとして余計かかってしまう可能性というのものもあるのかなというところを考えています、なので恐らく県の財政課とかはちょっと厳しめなコメントあるとは思っておりますけれども、こちら辺のスペースがどれだけ必要かというのは最大の可能性というのも考慮した上で決定されてもいいのかなというのは僕自身感じたところだったので、あまりコスト、コストというところであってしまって、後でちょっとキャパが足りませんでしたということがないようにしていただければなというところが1点です。

○菅原県警本部会計課施設調査官 そうですね、これ今までに例がない話で、一応今見込めるものはこの程度で、向こう100年でこのぐらいで、20件分でいいのかなというイメージしかない。他県の状況につきましては、それぞれの県の考え方によりまして、短期的スパンで物を考えているところと長期的スパンで考えているところの両極端ということで、岩手県としてはこのぐらい、20件分でいいのかなというか、これは件数が多いのもあまり自慢にならない話なので、ないにこしたことはない、この程度で大丈夫かなと思っております。ありがとうございます。

○加藤徹専門委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

どうぞ、山本委員。

○山本英和委員 事業自体には全然問題はないと思うのですが、例えば交通機動隊の現在設置されている場所自体が実際に冠水したことがあるような地区ですと、例えばこれから先まだこの事業が動き出したとしても8年かかるわけですね。ですから、その間

もまだこれから先水害の可能性は十分にあるので、ですからその間どのような代替手段を取るべきかということと、あともう一つ新しく移る紫波警察署の場所自体が浸水想定からはずれているということなのですから、本当にぎりぎりのところで大丈夫なのか、本当に大丈夫なのか、もう一回再確認をしたいということで質問させていただきます。

○菅原県警本部会計課施設調査官 事業が完成するまでの間につきましては、従来と同じように大雨警報が発令されまして、浸水の想定が予想される場合につきましては車両とか白バイを高い位置に避難させる、ほかの敷地へ避難させるようなことで被害を最小限にとどめたいと考えておりまして、これはハードではなくソフトの面に対応したいと考えております。

あとは、紫波警察署を建てる場所なのですから、ハザードマップでは全く色がついていない場所ですし、付近に高い山とか崖もございませんので、崖地規制とか急傾斜地の土砂災害の危険性はありませんので、そこも大丈夫かと思っております。

○山本英和委員 どうもありがとうございました。

○加藤徹専門委員長 よろしいでしょうか。

「なし」の声

○加藤徹専門委員長 それでは、この案件につきましては大体皆さんから御意見いただきましたので、本質的には事業実施については大きい問題点はないのかなと。ただ、いろいろな委員の方々から御意見いただいて、今後参考に設計段階等でそれらに配慮してやっていただければと思います。

ただ、この後の審議で来月もし現地調査させてもらおうとしましたら、その辺の現地調査を踏まえて第3回目の委員会には改めてその辺も追加しながら最終的な審査結果を出していければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ありがとうございました。

(3) 大規模公共事業の再評価について<諮問審議>

・岩崎川広域河川改修事業（紫波町、矢巾町）

○加藤徹専門委員長 それでは、続きまして議事の(3)、大規模公共事業の再評価について、岩崎川広域河川改修事業の諮問審議に入ります。

まず、担当課から評価結果等について説明をお願いいたします。

〔資料No.4に基づき説明〕

○加藤徹専門委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして何か御質問等ございませんでしょうか。

はい。

○竹内貴弘委員 ありがとうございます。資料でいいますと 50 ページのところで見ん中ぐらい、「住民避難行動を促すため、想定しうる最大規模の洪水浸水想定区域図を令和 4 年 3 月 22 日に公表したところ」と書いていますけれども、目標は今 30 分の 1 で進められていて、この最大規模とは何分の 1 でしょうか？

○吉田河川課河川海岸担当課長 ここでの治水の目標は 30 年に 1 回の洪水なのですが、その避難等につきましては、詳細な数字は今手元にはないのですが、目安として 1,000 分の 1 を超える規模に設定しています。

○竹内貴弘委員 実際にやろうとするとそれなりの事情があつて解決を先送りしないといけないかもしれないのですけれども、それに対しての目標 30 年に対して 1,000 年と差があるので、住民の避難でソフト的にカバーしていくという意味でそうなっているんですよ。

ハードで 30 分の 1 を解決しようとしているのに対して、実際は 1,000 分の 1 ぐらいにハザードマップで想定区域にしているわけですから差があります。その差を避難で対応しようとしているので、こういう文章を書いたという理解でいいのですか。

○吉田河川課河川海岸担当課長 やはり資産、家屋とか、そういったものを守るのは 30 年に 1 回の洪水から守っていかうと。ただ、それを超える雨も当然やってくる可能性ございますので、そのときは人の命だけは何とか守っていかうということで、そういった内容の地図を示しているところでございます。

○竹内貴弘委員 あえてその数字を出さないのは、なかなか数字出しても住民というのは分からないですよ、30 分の 1 とかという言葉は、我々は普通に使うのですけれども、1,000 分の 1 とかといってもなかなか分からないので、こういうような対応をされたということですか。

○吉田河川課河川海岸担当課長 そうです。

○加藤徹専門委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

山本委員。

○山本英和委員 事業の重要性は重々承知していると思うのですけれども、それで今回事業期間が延期されたということで、その一番大きな理由としては、岩手県内のほかの洪水対策のために予算を配慮する必要があるということだと思われるのですけれども、そうすると例えば少し悪い言い方をすればこの事業を一旦速度をゆっくりにしておいてもほかの事業を真っ先にやらなければいけないということですよ。ですから、私は理解できるつもりではいるのですけれども、その辺を県民に対してちゃんと説明するような文言も付け加えた方がいいのではないのかなと思うのですけれども、例えば具体的に岩手県の他地域

でも喫緊にこういう工事が必要とされていて、こちらの方がその分延びることになりますというような説明を加えることは難しいのでしょうか。

○吉田河川課河川海岸担当課長 具体的に、どういうところに集中投資しているかというようなお話はできるかと思います。平成 22 年に北上川の上流の方で災害がございまして、こちらの方に重点的に予算をつけていたりとか、あるいは 25 年の馬淵川流域の災害といったものにつけていているということは、御説明することはできます。ただ、調書上は、今までこういった記述で書いてきたものですから、そういった書きぶりにはしております。

○山本英和委員 単純に思ったのは、むしろ地元の人たちがなぜ延びるのだろうというような文句というか、意見が出て、それに対して答えなければいけないのかなと、そういうふうに思っただけです。

○加藤徹専門委員長 今の山本委員のようなあれをですね、どこかに、近年も岩手県内で極端な豪雨災害を受けて、そっちを優先しなければならなかったと、少し具体的なものを書き込めば分かりやすくなるのだろうと思いますが、それは無理ですか。

○吉田河川課河川海岸担当課長 いいえ、無理ではないので、書き方は考えさせていただきます。

○加藤徹専門委員長 では、検討してもらえればと思います。特に強制的ということではないと思いますが、その辺可能な限り御検討いただければと思います。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

○松木佐和子委員 資料でいいますと 54 ページのところです。自然環境の状況及び環境配慮事項ということで書いてあるのですけれども、検討はしているということで変わりないと思うのですけれども、今回かなり期間が延びるということで、その間に動植物のような希少性なものというのはどんどん変化していくものと思うのですけれども、追加の自然環境に対する調査みたいなものは期間が延びたことによって追加されるということはあるのでしょうか。

○吉田河川課河川海岸担当課長 確かに今回調査もかなり前のものになるので、詳細設計が終わって、どの範囲が改修になるというのが分かった段階で、もう一回環境調査を行うということは考えられますので実施しようと思います。

○松木佐和子委員 やはりかなり変化があると思いますので、ぜひ追加の調査をした上で、再検討する必要があるところが増えれば、それを加えて検討していただく必要はあるかなと思いました。

○吉田河川課河川海岸担当課長 承知しました。

○加藤徹専門委員長 よろしいでしょうか。

○松木佐和子委員 はい。

○加藤徹専門委員長 では、河川課の方もよろしくお願いします。
ほかに御意見ございませんでしょうか。
竹内先生よろしくお願いします。

○竹内貴弘委員 先ほどの警察庁舎の 29 億円に対して、これは 200 億円ぐらいとあります。それで 55 ページの最後に「経済比較等を行い」というこの言葉だけで、「河川改修による治水対策が妥当と判断」とあって、何かもう少し説明があってもいいように思います。コスト比較などの資料はないのでしょうか。

○吉田河川課河川海岸担当課長 確かに額が大きいのですが、ここは再評価を繰り返しているので、ちょっと前の資料になっています。御説明することは可能でございます。

ここは地形的に水田地帯になっておりまして、こっちが山で、農業用水のダムが 1 つあるのですが、なかなかダムの嵩上げができないこと、また、街中はここにあるのですが、放水路とした場合、街中を通ってしまうというのがあって、地形的になかなか難しいと考えています。

○加藤徹専門委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

大枠は皆さんにお認めいただいているのではないかなと思うのですが、今の竹内先生の資料については次回あたりにこれは出していただくことは可能なのでしょうか。

○吉田河川課河川海岸担当課長 はい、大丈夫です。

○加藤徹専門委員長 もし可能であればですね。もしどうやっても出せないというのであれば、それはやむを得ないかと思えます。では、極力御努力いただいて、そのようにしていただければと思います。

それでは、この案件についてはよろしいでしょうか。ただ、大きい課題は特に今のところないと思いますので、これらにつきましてももし現地調査の対象になれば現地調査を経て、さらに御質問等をいただければと思っております。

それでは、ありがとうございました。

・ 閉伊川総合流域防災事業（宮古市）

○加藤徹専門委員長 それでは、続きまして閉伊川総合流域防災事業再評価の諮問審議に入りたいと思いますが、まず担当課の河川課から評価結果等について御説明お願いいたし

ます。

〔資料№.4に基づき説明〕

○加藤徹専門委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。
どうぞ。

○山本英和委員 それでは、77 ページでB/Cの補足事項のところ、前回評価時から今回評価時のB/Cがかなり小さくなったところの理由で、土木施設の被害額が減少となったほか、一般資産が減少したことによるということの説明がございましたが、これ土木施設の方は評価額が変更になったせいだということは御説明ありましたが、一般資産が減少ということはそもそもが住宅が減ったとか、会社が減ったとか、そういう理由が一般資産が減ることなのでしょう。

○吉田河川課河川海岸担当課長 一般資産が減るとするのはそういうことでございます。ただ、すみません、このところの表記が誤っておりまして、確かに減ってはいるのですが、あまり影響がないレベル1%以内でしたので、ここは修正させていただきます。大きな要因はマニュアルの改定でございます。

○山本英和委員 ありがとうございます。もし一般資産の場合ですと、例えば人口減少地域の長期化する大型公共事業がいろんなところで全て減ることになってしまうので、そうではないのですね。分かりました。

○加藤徹専門委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

八重樫委員お願いします。

○八重樫健太郎委員 今のところに関連してなのですけども、この一般資産というのは、主に固定資産税評価とかに基づいているのでしょうか。

○吉田河川課河川海岸担当課長 すみません、名前はぱっと出てこないのですが、固定資産税ではなく一般資産をメッシュに直したものを公的機関が出しておりまして、それが5年置きぐらいで改定になるのですが、それを使っております。

○八重樫健太郎委員 ありがとうございます。先ほどの岩崎川の方は、一般資産の増加とマニュアル改定による単価減による相殺というところが何となく「ううん」と聞いていたのですが、こっち側と比較すると、やはりマニュアルのインパクトというところが結構一番大きいのかなというところだったので、可能であれば岩崎川の方の話になってしまうのですが、一般資産の増加部分と逆にマニュアルの単価変更による影響というのはおおよそで構わないのですが、相殺前のどのぐらいの影響があるのか、もし可能であれば教えていただけたらと思います。もし今厳しいという

ことであれば次回以降とかいつでも構いません。

○加藤徹専門委員長 次回までにそういう簡単な表みたいなあれで比較できるようなあれをつくっていただくことが可能かどうか。

○吉田河川課河川海岸担当課長 はい、作ってきます。

○加藤徹専門委員長 では、次回までにぜひお願いできればと思います。
それでは、竹内委員どうぞ。

○竹内貴弘委員 流域治水ということで県のモデルもたしか4つぐらいあったと思いますけれども、本件の閉伊川もモデル事業にあったと思うのですが。

○吉田河川課河川海岸担当課長 そうですね。

○竹内貴弘委員 それがまだ、この文章のどこにもその言葉がないのは、この事業が昭和39年から既に始まっているからこのような書き方になると思っていたのですが、最近つくられたモデル事業についても触れられた方がいいのかと思います。コメントです。

○吉田河川課河川海岸担当課長 おっしゃるとおり、今流域治水という流れが大きくなってきたので、その中の一つには位置づけられてはいるのですが、すみません、再評価とつながっていなかったの、今後作成するときは意識しながら書きたいと思います。

○加藤徹専門委員長 竹内委員の御指摘はこれから河川行政が総合治水から流域治水に大きく転換しましたので、それに合わせた河川整備をどのように具体的にやっていくかと。ただ、この部分はまだ、それぞれの河川で具体的にはまだなかなかそこまで進んでいないと思う。ただ、いずれそれは組み込まなければならないことですから、それに合わせて常に検討、見直ししていただければと思いますけれども。

それから、自分から1つ、さっきの案件、岩崎川、それと今回の閉伊川、これ先ほど山本委員が指摘されたように県民から見たときに少し分かりにくいのが、事業名は異なっているのですが、どちらも河川改修事業なのです。それで、後から御説明受けました閉伊川は総事業費も、岩崎川と比べるとかなり小さいのですが、事業期間が昭和39年から始まってずっと岩崎川よりも30年ぐらい長いわけですね。それで、現時点の進捗率が逆に岩崎川が77%ぐらいで、この閉伊川の方が60数%にとどまっている。そうすると、この辺はどのように優先的に予算つけているのかというあれが少し県民の目から見たときに分かりにくくなるのかな。それは、あえてこういう調書には個別の調書には書かなくてもいいのでしょうけれども、住民から意見を求められ、質問されたときにはどういう理由でこうなっているということをきちんと説明できるようにしておいていただけるとありがたいかなと思うのですが。

○吉田河川課河川海岸担当課長 おっしゃるとおり、同じ河川改修なのにどうしてこんなに違うのだというところは分かりにくいところだと思いますので、ほかの方から聞かれたときにも答えられるようにしたいと思います。

背景だけをお話しさせていただきますと、広域河川改修というのは、いわゆる基幹的な、どちらかといえば大きめの河川改修でございます。総合流域防災事業と申しますのは、どちらかという地先の河川をやっているようなイメージでございます。もともとは広域河川改修事業というのは昭和の頃から、事業で言うと中小河川改修事業と申しまして、国の認可をもらってやる大きな事業でございました。総合流域防災事業の方は、昔は局部改良、小さいところの改良みたいな事業のイメージだったので、予算のつきも違うものです。そういった背景はございますが、住民の方には分かりにくいと思うので、性質の違うものですよというようなことは話せるようにしておきたいと思います。

○加藤徹専門委員長 そうですね。ぜひそうしておいていただければと思います。岩崎川は、もともとは北上川水系が一級河川ですから、岩崎川そのものも一級河川だと。それで、ただ国が直轄でやらないで県が管理するようになっている。それで、閉伊川は二級河川ですから全体を県がやる。ただ、その違いによって国の事業費の負担率、県の負担率、これは大きくは変わってこないのですよね。

○吉田河川課河川海岸担当課長 今はどちらも2分の1です。

○加藤徹専門委員長 ありがとうございます。その辺をきちっと分かるようにしておいていただければと。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。

大筋では、委員の皆様にはこの案件も御承認いただいているのかなと思います。

ただ、先ほど出ましたマニュアル変更による資料については、次回の3回目の委員会に用意していただくということでお願いしておきたいと思いますが、それらさらに確認させていただいて、最終的な審議結果に結びつけていければと思います。

それでは、ほかにごございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○加藤徹専門委員長 それでは、この案件については今日の段階では、大きい課題は特にない。ただ、資料はお願いしたやつを次回用意していただくということにさせていただきます。

(4) 第2回専門委員会（現地調査）について

○加藤徹専門委員長 それでは、次に議事の(4)、現地調査行程案についてですが、まず事務局から御説明をお願いいたします。

【資料№.5に基づき説明】

○加藤徹専門委員長 ありがとうございます。昨年は現地調査やっていないのですね。今回は先ほど御説明ありましたように少しコロナ関係がいろんな面で緩和されてきているということもあって、行けるのだったら皆さんで現地確認してもらおうということで、1つは案の2の方には今回の審議案件、3地区全て回ると。それから、もう一つの案の1の方は事前評価案件1地区、それから再評価案件1地区と、それで2か所だけ回らせてもらう。このようなコースですと、コロナ対策にも配慮しながらの現地調査と、それが可能ではないかということで、事務局から御提案いただきましたけれども、委員の皆様から御意見いただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

はい、どうぞ。

○山本英和委員 案の1で岩崎川の現地調査、岩崎川の改修はかなりの広範囲になると思うのですが、具体的にどの辺のところを見学に行くようなことが想定されているのでしょうか。

○加藤徹専門委員長 河川課の方をお願いします。

○吉田河川課河川海岸担当課長 基本的には、まず河川改修が終わって効果が出ている様子、次にこれから行おうとしている河川を2か所かと思っていました。

○山本英和委員 ありがとうございます。

○加藤徹専門委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

「なし」の声

○加藤徹専門委員長 それでは、この現地調査をやらないというのを含めて3つの案が提案されていますが、どの案に絞り込んだ方がいいか御意見いただければと思います。

お願いします。

○山本英和委員 まだちょっと絞り込む前の段階なのですが、今回交通機動隊の現在の位置の確認は、これはやっぱりやっておいた方がよろしいのでしょうか。非常に手狭なところだということをPRされるのかもしれませんが。

○加藤徹専門委員長 これは事務局からいいですか。

○佐藤政策企画課主事 こちらにつきましては、まずは訓練スペースが手狭だというところで、そういった現状も確認していただきたいという趣旨でございます。

○加藤徹専門委員長 よろしいでしょうか。

それでは、3つのうちから1つに絞るということでよろしいですか。どの案がいいかということをご意見を伺いたいたのですが。

松木委員、松山委員、何か御意見ございませんでしょうか。

○松山梨香子委員 特に意見はございません。必要であればコロナの感染状況等を見ながら実施でもいいのかもしれないですけども、皆さん先生方の御意見どおりで、私は特に意見ないです。

○加藤徹専門委員長 ありがとうございます。それでは、先生方何か御提案いただければありがたいですが。

八重樫委員お願いします。

○八重樫健太郎委員 先ほど事務局の方から御説明いただきましたとおり、ウィズコロナという観点で感染拡大防止を考慮しつつということであれば、案の1でもいいのかなと個人は思いました。

○加藤徹専門委員長 ありがとうございます。昨年はコロナ感染問題で実際実施しないで、ここでのスライド等で確認したということだけですので、今年度は少なくとも現地に行ってウィズコロナという形で、そうしますと事務局でお考えいただいている案の1というか、当面今年度はそれでやらせていただいて、来年度以降はもっとコロナ感染問題がなくなればもっと大規模な現地調査やることにさせていただければと思いますが。

それでは、案の1ということで皆さんよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○加藤徹専門委員長 ありがとうございます。

それでは、そのような形で事務局でこれから準備していただきたいと思います。それで、現地調査に当たりますと、警察本部、それから河川課の方、よろしく御対応お願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、用意された案件はこれで終わりですが、何かこの際御意見、御質問等ございますでしょうか。

「なし」の声

○加藤徹専門委員長 なければ、事務局の方にお渡ししたいと思います。委員の皆様、御協力ありがとうございました。

○高橋政策企画課評価課長 長時間の御審議ありがとうございました。

4 閉 会

○高橋政策企画課評価課長 次回の専門委員会につきましては、先ほど御審議いただきましたとおり7月21日に現地調査を開催するということになりますので、詳細につきましては後ほどお知らせしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の専門委員会を終了いたします。御出席の皆様にはお忙しい中、誠にありがとうございました。